

ニーバーと人種問題

——ジェイムズ・H・コーンのニーバー評価に触れて

高橋 義文

はじめに

ラインホルド・ニーバーは、しばしば、人種（黒人種^①）問題には積極的ではなかったと批判的に評価されることがある。とくに第二次世界大戦以降の公民権運動や黒人解放運動の時期のニーバーについてそう評価されることがある。それだけでなく、この問題についての発言に現れるニーバーの人種問題の捉え方にも多くの批判が寄せられてきた。さらには、それらの姿勢はニーバーの神学思想それ自体の問題として指摘されることもある。

一方、ニーバーのこの問題への思想的実践的姿勢を、いくばくかの留保ないし批判を伴った上であるが、全体としてより積極的に評価する論者も少なくない。

前者は、おしなべて黒人側からの評価である。そこには、ニーバーの姿勢へのいら立ちのようなものが見られるのもしばしばである。その代表者の一人が、黒人神学者また黒人解放の神学者として知られるJ・H・コーン（James H. Cone）である。とくにニーバーのこの問題への関わりについて激しい批判を展開した著書は、日本語にも訳された、『十

十字架とリンチの木』(The Cross and the Lynching Tree, 2011) である⁽²⁾。

後者の積極的評価は、R・H・ストーン (Ronald H. Stone) をはじめとするニーバー研究者に多く見られる。最近では、J・L・サベラ『アメリカの良心——ラインホルド・ニーバー物語』(Jeremy L. Sabella, *An American Conscience: The Reinhold Niebuhr Story*, 2017)⁽³⁾ であろう。

ところで、ニーバーの人種問題への関わりについては、これまでのニーバー研究においてさまざまに取り上げられてきた。しかし、その全体像がバランスを取って明解な形で明らかにされてきたとは言いがたい。また、それに関するわが国における情報は、さらに限られてきた⁽⁴⁾。

本論文の目的は、とくにコーンのニーバー評価を踏まえ、またその刺激のもとで、ニーバーの人種問題への関わりの全体像とこの問題についてのニーバーの思想の特徴を確認し、その意味を検討することである。

I コーンのニーバー評価の要点

はじめに、『十字架とリンチの木』におけるコーンのニーバー評価の要点を瞥見しておこう。コーンはこの書を自らの「全著作の継続であり、完成点」⁽⁵⁾と位置づけているが、そうであれば、この書はコーンの思想の頂点と考えてもよいであろう。この書において、コーンは、南部諸州で長年にわたって起こった白人集団による黒人への虐待、とりわけリンチ(私刑、私的制裁)の現実と神学的に取り組んでいる。コーンは、白人によるリンチで殺された黒人の遺体が電柱や木に吊り下げられた現実とイエスの十字架刑との「驚くべき」類似に注目し、リンチに遭った黒人が受けた傷の癒しを十字架刑に見、それによって、イエスの「十字架の悲劇的意味」の深みが明らかになったと考えた。そしてこう述べ

る。「白人暴徒が一人の黒人をリンチする度に、彼らはイエスをリンチしたのである。リンチの木はアメリカにおける十字架である」⁽⁶⁾。

コーンのこの書に際立っているのは、『十字架の恐るべき美』とリンチの木の悲劇——ラインホルド・ニーバーについての考察」と題された章(第二章)を設けて、ニーバーの姿勢を激しく批判していることである。おそらく、神学的には、この書の主張の特徴はこのニーバー批判に集約されていると言つてよいであろう。もつとも、コーンはニーバーを、十字架とリンチの木の類比に気づかなかつた多くの「アメリカの白人優越主義者や宗教的思想家の最も『進歩的な』人々」の象徴として取り上げている。そこには、H・リチャード・ニーバー、ウォルター・ラウシェンブッシュ、パウル・テイリツヒ、さらにはアメリカにとどまらず、カール・バルトの名も含められている。それにもかかわらず、この章はそのほとんどをニーバーに充てていると言つて過言ではない。

以下に、コーンのニーバー批判の典型的な文章を一部挙げておこう。

ニーバーは彼の著作には一人の黒人知識人も引用していない。……NAACP「全国黒人地位向上協会」……の組織には参加しなかつたし、人種的正義の問題を取り扱ういかなる会議にも出席しなかつた。……彼は、いかなる人種的偏見にも断固反対していたにもかかわらず、黒人に対する正義の問題にはただ周辺的に関わつただけであつた。⁽⁸⁾

ニーバーの黒人の苦難への強い共感の欠除「ママ」は、彼が黒人のために……情熱的に発言するのを妨げていた。⁽⁹⁾

ニーバーは黒人犠牲者たちよりも、南部の白人穏健派の方に同一化していたので、実際には黒人たちの苦難を自分自身のものであると感じていなかつた。⁽¹⁰⁾

「ニーバーはリンチについて」全く語りもしないし、ほとんど何もしなかった。⁽¹¹⁾

憎悪と白人優越主義は暴力と疎外をもたらすが、愛と十字架は非暴力と和解をもたらす。しかしながら、ラインホルド・ニーバーとマーティン・ルーサー・キング二世の間には、重要な違いがあった。そのことが、なぜキングは公民権運動における殉教者になったが、ニーバーはユニオン神学校のオフィスの安全圏に留まって社会倫理学を教え、正義のための闘いにおいて命を賭けることを決してしなかったかを、部分的には説明している。「……ニーバーにとつては……実現できることはせいぜい『近似的正義』で「あったが、キングにとつてその実現は、」『明日でもなく、来週でもなく、今』「であった」⁽¹²⁾。

マーティン・キングは十字架の意味を生き、そのことによつて自らの人生に十字架についての一層深い意味を与えた。ラインホルド・ニーバーは……彼が解釈したように十字架の意味を生きなかったゆえに、ニーバーはアメリカ的文脈における真の十字架の担い手を理解しなかった。⁽¹³⁾

ニーバーのような白人神学者も、アフリカ系アメリカ人の歴史全体を通しての黒人説教者たちも共に、十字架とリンチの木の間の並行関係を見ていなかったか……その関連を見ようとしなかったのである。要するに、彼らは最も決定的で道徳的な事柄への想像力にかけていたのである。⁽¹⁴⁾

ニーバーや、彼の弟のH・リチャードや、社会的福音神学者のウォルター・ラウシェンブッシュや、その時代のその他の白人神学者や牧師たち……はすべて、あたかもアメリカに対するキリスト教の福音の意味は、人種隔離とリンチとは何の関係もないかの如くに、沈黙していた。⁽¹⁵⁾

ラインホルド・ニーバーは十字架について深遠な神学的想像力を駆使して書いたり、説教したりすることができたが、それでいながら、白人優越主義の暴力がいかに白人教会の信仰を無効にしているかについては、何も語ることができなかつた。⁽¹⁶⁾

本論文では、以上のコーンの指摘を念頭に置きながら、ニーバーの人種問題との取り組みの概要を、大まかに年代を追って検討することにした。その際、重要な局面では、ニーバーの立場がよく表現されているニーバー自身の文章を多く紹介することに努めることにする。

II デトロイト時代（一九一四—一九二八）

ニーバーは、イェール大学での学びを終えて、ミシガン州デトロイトの教会に牧師として赴任すると同時に、自らの教会の奉仕に加えて広範な社会的活動を展開し始めた。その中で、人種問題はニーバーの活動の大きな部分を占めていた。その概要について筆者は、かつて以下のように報告した。

一九一〇年から二五年、すなわちニーバーが牧師をしているころのデトロイトは、黒人人口が劇的に増加した時期に当たっていた。新興産業都市デトロイトには職を求めてとくに南部地域より黒人が移動し、デトロイトではそれに伴うさまざまな問題が生じていた。また、同時期、二〇世紀に入って再結成された「クー・クラックス・クラン」の活動が最盛期を迎えていた。それはデトロイトでも同様であった。ニーバーは当初より黒人の生活環境や労働状況の改善に力を尽くしていた。

一九二七年「ママ。一九二六年の誤り」、そのような活動が認められ、ニーバーは、デトロイト市長の諮問委員会「人種間関係委員会」(The Mayor's Committee on Race Relations)の委員長に任命された。六名の白

人と六名の黒人からなる委員会である。その前年一九二六年「ママ。一九二五年の誤り」になされた、デトロイト市行政調査局 (Detroit Bureau of Government Research) による調査結果に基づいて議論を重ね、一九二七年「ママ。一九二六年の誤り」、報告がニーバーによって作成された。その内容は、教育、医療、娯楽、産業、福祉、住宅等についての具体的で穏健妥当な提言を含むものであった。人種問題の最終的な解決は、公共全体におけるより良い理解と偏見の減少という教化に待たなければならないとして、恒久的な委員会の設置を呼びかけた。しかし、デトロイト市は恒久委員会を設置することをせず、ニーバーの報告内容への積極的な反応は希薄であり、その意味ではニーバーらの委員会の働きは成功したとは言えなかった。それにもかかわらず、ニーバーの人種問題への取り組みは多くの人々に評価された。ニーバーがユニオンに赴任する際、デトロイトのYMCAの事務総長H・S・ダンバー (H. S. Dunbar) は、ニーバーの社会正義への献身の公正さ、「マイノリティと抑圧されている人々のために戦った勇氣」のゆえに、ニーバーがデトロイトを去ることを惜しんだという¹⁷⁾。

ここに記したデトロイトにおける黒人人口の急増は、後に、一〇〇万人以上の黒人が職を求めて北部の主として大都市を目指した「黒人大移動」 (Great Migration, 1914-1950) と呼ばれる現象の初期にあたっていた。一九一〇年の時点で、黒人の九〇パーセントは南部に住んでいたが、北部の黒人人口はこの大移動によって、一九一〇年と一九三〇年の間におよそ二〇パーセント上昇したという。ちなみに、デトロイトにおける黒人の人口は、一九一〇年には六千人であったが、ニーバーがデトロイトを去る一九二九年には一二万人にまで増加した。

そのような状況下のデトロイトで、ニーバーはいわゆる社会福音運動に目覚め、社会の多様な問題と取り組み始めた¹⁸⁾。ここでは、最初は労使関係や階級問題との取り組みであったが、まもなく人種問題がかれの大きな関心の的となつ

た。「その努力はかれにデトロイトの黒人社会の尊敬をもたらした。……その視点に不備があったとしても、ニーバーは、進んで人種問題に時間と努力を傾注した数少ない白人聖職者の一人であった」⁽¹⁹⁾。

ニーバーは、一九二八年九月、ニューヨークのユニオン神学大学院「以下、ユニオン」へと移るが、その直前、先の市長の諮問委員会での議論の回顧を含む人種問題について、「疲れた急進主義者 (tired radical) の告白」⁽²⁰⁾と題する論文を発表した。そこでニーバーはこう指摘している。

白人が黒人に対して犯してきた罪は天に向かって叫び声を上げている。しかし、知的な白人と黒人がこうした罪を、一人種の特種な罪としてだけでなく、ホモサピエンスの普遍的な特徴として研究し分析したとしたら、それは社会の究極的な平和にとって好ましいことではないだろうか。北部に長く住み、最近移動してきた南部の黒人が持つていない社会的文化的優位さを自らのものとしてきた黒人には、恵まれない兄弟たちを正当に扱う責任を果たすことは、ほとんど白人たちと同じく困難である。幸い、根底にある一致と倫理的責任とを自覚する想像力に富んだ一部の人々は常に存在する。しかし、以上のことは、白人集団にも当てはまることである。⁽²¹⁾

この論文は次のように締めくくられている。「集団の罪を悔い改めることに道徳的意味があるのは、悔い改めを告白する者が集団の行動に何ほどかの責任を持ったときだけである」⁽²²⁾。

白人の黒人に対する罪を究極的に人類に普遍的な罪の範疇で受け止めるこの姿勢は、その後のニーバーに一貫して流れることになるが、それはやがて黒人側から批判的の的とされることにもなる。

III 初期ユニオン時代（一九三〇年代）

ユニオンで活動を始めた一九三〇年代初めは、ニーバーが、「人種について、いくつかの面で、とりわけ鋭い思索をし、とりわけ効果的な活動に参与した」⁽²³⁾時期であった。

活動としては、第一に、この時期、ニーバーは、ユニオンでチームティーチングの科目「現代文学における倫理的視点」(Ethical Viewpoints in Modern Literature)をチームの一員として担当している。これには、ユニオンに留学中のD・ボン・ヘッファー(Dietrich Bonhoeffer)も出席していた。そこでは、J・W・ジョンソン(James Weldon Johnson)やW・E・B・デュボイス(William Edward Burghardt Du Bois)ら黒人知識人の文献を読んだという。⁽²⁴⁾

第二に、ニーバーは、一九三〇年の夏、アメリカ南部を旅行、南部の製粉工業都市や山地の牧師研修会で講演し、黒人と白人それぞれの二つの青年の集まりに参加した。そこで受けた印象や考察については、「南部地方瞥見」(Glimpses of the Southland)⁽²⁵⁾と題する報告にまとめられている。それによると、「ニーバーは、ジム・クロウ法下の南部の悲惨さに深い憂慮を示し、「人種隔離は人種の憎悪の源(Breeder)であり、どれほど教育の量を増やしても隔離政策によって心に植えつけられたものを消し去ることはできない。最も勇敢な教育もジム・クロウ主義が続く限り、南部におけるリッチを排除することはできない……」⁽²⁶⁾ときわめて悲観的な観察を記している。

第三に、明るく一九三一年、ニーバーは、「アメリカ宣教師協会」(American Missionary Society)の後援で、南部の各地にある黒人諸大学や学校を訪れ講演を行った。⁽²⁷⁾

第四に、同じ一九三二年、ニーバーは、ユニオンの教え子であるM・ホートン(Myles Horton)が南部のアパラチ

ア山地における労働運動を支援するために計画した「ハイランダー・フォークスクール」(Highlander Folk School)の設立準備に協力し、一九三二年に設立のための募金要請の手紙を書いている⁽²⁸⁾。そしてこの学校が最終的にテネシー州モントイグルに設立された時、この学校の初代理事長を務めた。この学校は、やがて公民権運動の拠点の一つとなり、非暴力抵抗や市民的不服従などについての講習を行った。マーティン・ルーサー・キング・ジュニアはこの学校と深いつながりを持った。また、モンゴメリー・バスボイコットの引き金となったR・パークス(Rosa Parks)は、ボイコットの少し前にこの学校で二週間の講習を受け、その後もたびたび訪問し関係を持った⁽²⁹⁾。

第五に、ニーバーは、一九三四年にも南部を旅行し、「キリスト教社会秩序協会」(Fellowship for a Christian Social Order)の指導者S・エディ(Sherwood Eddy)を助けて、人種交流的な「南部聖職者協会」(Fellowship of Southern Churchmen)の立ち上げに協力した。一九三六年、ニーバーは、この組織による、南部の小作農の生活水準を引き上げる試験的プロジェクトであるデルタ協同農場の設立に理事長として参加した。「それはミシシッピ州北西部の川沿いの低地にあつた。シャーウッド・エディに率いられたグループがその地域に二千エーカーほどの土地を取得し、経済的に恵まれない小作農を招いて、そこに綿花製造協同組合を作つた。……黒人と白人の三十家族が、自分たちで農場を開拓し購入することができるところを条件に入植した⁽³⁰⁾」。ニーバーは、その意義を、「奴隷時代のそれよりもひどい貧困と不正」の中にある多くの黒人小作農の生活水準を引き上げることにあることを強調した。しかしこの事業は数年後、経営危機に陥り、土地は各人に売却され、プロジェクトは中止のやむなきに至つた。プロジェクトとしては「失敗⁽³¹⁾」であつたが、黒人を含む「南部小作農の劣悪な状況に注意を喚起させる一助となつた⁽³¹⁾」ことは確かであつた。そして、このプロジェクトへの関与は、「ほぼ間違いなく人種問題へのニーバーの関与の頂点⁽³²⁾」であつたと見られている。

以上のように、一九三〇年代、ニーバーは人種問題に具体的に積極的に関与した。しかし、それだけでなく、そうした活動と並行して「人種についてとりわけ鋭敏な思索⁽³³⁾」をも展開していた。その最たるものは、一九三二年に出版され

た著書『道徳的人間と非道徳的社會』⁽³⁴⁾における考察である。人種問題に関わる顕著な部分を以下に列挙してみよう。

アメリカにおける白人種は、強制されることなしには、黒人に同等の権利を容認しないであろう。その点についてわれわれは断定的に語ることを許されると思う。それはすべての歴史によつて正当と認められているからである。……

他方において、黒人の側でのいかなる暴力革命の努力も、かれらの抑圧者のもつ憎悪や偏見を激化させることになるであろう。白人が数において黒人にまさっていることは絶望的な事実であり、したがつて黒人が武力に訴えるならば、それは必然的に恐るべき社会的破局にいたるに違いない。社会における無知と経済的利害とが、黒人にさからつてたつのである。社会に無知なるものが、もしもふつうの強制手段によつて挑発されるならば、それは無知なる人間でなければできないようなこのうえもない凶暴な激高を引き出すであろう。……

非暴力の方法は、これらの害悪をすべて除去はしないであろう。しかしながら、それら害悪を減少せしめるであろう。そして非暴力の方法がガンディ氏とその弟子たちと同じくらしい忍耐力と自制をもつて貫かれたならば、非暴力の方法は、単なる道徳的説得によつても、また暴力によつても獲得できなかったほどの正義を実現するであろう。……

黒人にとつて必要なことは、ただ、新しい若い黒人の積極性と老いた黒人の忍耐と持久力とを融合させること、前者からは復讐心をとりのぞき、後者からは無気力をとりのぞくことだけである。……

宗教的想像力が政治生活の問題にたいして最も大きく貢献できるものとして、この非暴力的抵抗をどう発展させるかという問題より以上のものは存しない。⁽³⁵⁾

ニーバーは、以上において、後のキングらによる公民権運動を先取りするような提案をしている。ニーバーは、一九二〇年代、おそらくは、インドのガンディと個人的に親しかったエディをとおして、ガンディの非暴力抵抗運動を知り、それに深く共鳴するようになった。ニーバーは、非暴力抵抗運動の例として、信用取引などで差別する銀行や商店、差別を行っている公益事業などへの бойкот や教育などで差別する州への納税拒否などを挙げている。デトロイトでニーバーはこの一部を実践していた。

その上で、ニーバーはこの書を以下の文章で締めくくっている。

最も効果的な働き人は、古い幻想を捨てて新しい幻想をおびた人間であろう。これら新しい幻想のなかで最も重要なものは、人類の集団生活は完全な正義を実現できるといふ幻想である。当分のあいだ、それはきわめて価値高い幻想である。というのは……魂のなかに聖なる熱狂 (a sublime madness) を生み出さなかり、正義は「その実現へと」接近せしめられえないからである。……幻想は、それが恐るべき狂信を助長するゆえ、危険である。それゆえ、それは理性のコントロールのもとにおかれねばならない。ただ願わくば「ママ」、幻想がその仕事を終わってしまうまえに、理性がそれをこわすことがないようにということである。⁽³⁶⁾

ニーバーがこの書で主張したその現実主義的見解とヴィジョンとは、やがてキングをはじめ公民権運動家たちに高く評価され多大な影響を与えた。しかし、ニーバーはその後、この書の現実主義的立場をさらに推し進めていくことになるが、一方で、「幻想」や「熱狂」への期待は後退していく。それは公民権運動家たちの間にニーバーについての戸惑

いが広がっていくことにも繋がるのである。

ニーバーは、この時期に別な論考で、人種問題における黒人への罪のゆえに、白人には「生きる権利」さえないと白人の罪を皮肉を込めて強調し、以下のように述べている。

もし、白人は黒人に対して犯した自らの罪を償うべきだとしたら、生きる権利を有する白人はほとんどいないであろう。白人が生きているのは、一つにはかれらの敵に対して自らを維持するに必要な力があるからであり、一つにはかれらの敵がかれらに復讐しないからである。言い換えれば、白人は、自然の法と恩寵の法の両方によって生きながらえているのである。⁽³⁷⁾

IV 一九四〇年代

一九四〇年代に入り、とりわけ戦争が始まると、ニーバーの関心は急速に国内問題から国際問題にシフトしていった。その結果、人種問題に実践的に関わることはこれ以後見られなくなる。しかし、それにもかかわらず、その間も、折に触れて人種問題に関わる重要な発言は続けていた。

具体的活動ではないが、この時期、ニーバーは、「全国黒人地位向上協会」(National Association of Advancement of Colored People, NAACP) Legal Defense Fund の「百人委員会」にその名を連ねている。ニーバーはこの協会の活動にさまざまな形で協力し、とくにこの協会を事務総長として長年にわたって率い、Mr. NAACPと言われた、W・F・ホワイト(Walter F. White)とは親しい関係にあった。⁽³⁸⁾のちに一九五〇年代半ば、連邦捜査局(FBI)が、NAACP

の「共産主義者の潜入」を捜査した際、この組織の委員会に名を連ねていたゆえもあつて、ニーバーもまたFBIの捜査対象になった。⁽³⁹⁾

ニーバーはこの時期以降、キリスト教現実主義を標榜し、その政治的視点は現実を重く見る見方を強くしていった。もちろんそれは、「キリスト教的」である限り、深い神学的視点に支えられた見方であるが、実際の政治に関しては、H・J・モーゲンソー (Hans J. Morgenthau)、G・F・ケナン (George F. Kennan)、K・W・トンプソン (Kenneth W. Thomson)ら同時代の政治的現実主義者たちと軌を一にするようになり、その代表者の一人とも見られ、とくに戦後アメリカの外交政策に一定の役割を果たすようになった。⁽⁴⁰⁾

その現実主義的傾向は、人種問題についても顕著になる。その頃なされたジム・クロウ法に反対する最高裁判所「以下最高裁」の判決がなお隔離政策を排除していないことなどに関して、とくに交通機関における隔離の惨状に触れながらも、ニーバーは、「立憲主義」の重要性を説き、こう主張している。

民主主義が、社会の基準を変え完璧にする方法であることは言うまでもない。しかし、どのようなものであれ「法規範」は、たとえそれが民主的でないとしても、独裁政治の気紛れよりはましである。⁽⁴¹⁾

また、「人種問題」と題された論考において、西部海岸在住の日系アメリカ人の奥地への強制収容を人種的偏見として批判し、黒人を含む人種差別について悲観的な観測を述べている。

あらゆる民主主義的偽装にもかかわらず、人種的偏見を完全に乗り越えてきた民主主義はない。それにこう付け加えてもよい。そもそも民主主義は人種的偏見を完全に乗り越えることなど決してないであろう。

……すなわち、人種の傲慢は、現代文化によって覆い隠されてきた人間の集団的生の多くの局面の一つである。……人種的偏見は……人間の集団的生の付随物なのである。⁽⁴²⁾

一方、ニーバーは、戦争が勃発した一九三九年にエディンバラ大学で行ったギフォード講演において、「白人は、アフリカやアメリカにおいて、黒人が白人に対して罪を犯すよりも、黒人に対して多くの罪を犯す」し、「アフリカやアメリカにおける黒人に対する白人の罪は、白人に対する黒人の罪よりも大きい」として、白人の罪を確認することも忘れてはいない。⁽⁴³⁾ しかもその白人の罪は傲慢の罪の表れであるが、その傲慢にはある種の「不確かさ」ないし「恐れ」が隠れていることを、次のように指摘している。

たとえば黒人と白人との関係がそのよい例であるように、人種的集団の多数派と少数派との関係において、多数派集団は、少数派集団が無力であると決めつけ、それを、少数派集団には文化や文明の特権を享受する能力がないという理由をつけて正当化する。しかし、多数派が完全に隠すことができず、時には率直に表現するのは、そうした特権をかれらに与えてしまうと、《特権の不平等》を正当化するはずの《能力の不平等》⁽⁴⁴⁾が取り払われてしまうという恐れである。

しかし、戦争末期に著した民主主義論『光の子と闇の子』⁽⁴⁵⁾では、直接人種問題は取り上げられていないが、ニーバーの民主主義のヴィジョンが「抑制と均衡 (checks and balances)」が、個人と集団が社会的権力と交渉するための最良の装置である⁽⁴⁶⁾という考え方に根差していることが明らかにされ、それは人種問題ひいては公民権運動をめぐるニーバーの考察の基礎でもあることを示していた。

また、ニーバーは、戦争末期、南部における「人種間の緊張の増大」と黒人の「怒りの一層の増大」の事態に対する深刻な憂慮を表明しながら、「この厄介な (vexatious) 問題に対する安易な解決はない」し、アメリカにおけるキリスト教会もまたその役割を果たしていないとして、教会に「謙虚さ」と「悔い改め」を求めている⁽⁴⁷⁾。それに先立ってニーバーは、キリスト教諸教派における人種問題への取り組みとその不十分さについて論じ、人類学的心理学的教化の必要を認めながらも、むしろ教会に、「それ自身の資源 (resource) すなわち福音の資源」を忘れてはならないと以下のように訴えた。

教会は、国家共同体に対して、真に悔い改めた魂、つまり人種的偏見から真に「解放された」魂を多く輩出しようとすることができるであろう。それは、自らの解放を、解放された魂にさえ残る傲慢の名残を深く悔いることにおいて認めることを言い表す魂である⁽⁴⁸⁾。

一九四四年、スウェーデンの経済学者G・ミュルダール (Gunnar Myrdal) によって、アメリカの人種問題を広範に調査し論じた大著『アメリカの葛藤——黒人問題と現代民主主義』が出版された⁽⁴⁹⁾。ニーバーはただちにそれを書評し、この「われわれの民主主義的生の最も厄介な問題に関するきわめて包括的な研究」を広く推奨した⁽⁵⁰⁾。ニーバーは、以後、しばしば「アメリカの葛藤」(American Dilemma) の表現を使用するようになる。

ニーバーは、一九五〇年の論文で⁽⁵¹⁾、トルーマン政権のフェアディール政策下での公正雇用実施法、反リンチ法、反人头税法などいくつかの南部における人種差別改善の連邦法改革を、「称賛に値する結果」として高く評価し、「法が権利を強化する有力な武器となりうる」と述べた。しかし、「法は万能ではなく、したがって、「純粋な法」とともに「共同体の抑制措置と影響力」が必要であるが、その意味では、「公正雇用法は、共同体のとりわけ大きな協力を必要とす

る」と主張し、その上で、この論文を以下のように締めくくっている。

現実政治の領域では、鳩のように素直であるだけでなく蛇のようにさとくあることが重要である。政治は依然として可能性をめぐる技術である。これが、国家を侮辱する人種的不正と取り組む時でさえ事実であることに変わりはない。より良い人種関係への進展は、北部においても南部においても、なおあまりにも遅々としている。しかし、着実に進展はしている。キリスト教的視点に立てば、一層重要になるのは以下の点である。すなわち、南部の教会は、キリスト教共同体が人種を超えた恵みの共同体であることをさらに確認として明らかにすべきであり、北部の教会（ちなみに北部の教会は南部と同様ほとんど全面的に人種隔離されている）は深い道徳的靈的問題に対して、純粋に法的な解決を求めるべきである、ということである。⁽³²⁾

ところで、ニーバーは、六〇歳の一九五二年一月、突如重い脳梗塞に見舞われた。その後も打ち続く発作と左半身に麻痺の残る後遺症に苦しめられることになった。一年の病気休暇の後、教育・研究に復帰し、文筆活動でも、変わらぬ評論活動を続け、何冊かの著作を公にした。しかし、それまで驚くほど精神的に取り組んできた政治的社会的活動に、わずかに時折講演などを担当することはあったが、現実的に参画することはほとんどできなくなった。これ以降のニーバーの人種問題との取り組みに注目する場合、このことは無視できない要素である。

ニーバーは書齋にこもるいわゆる「アームチェア」タイプの学者とはおよそ正反対の学者であった。初期は社会福音運動の活動家としての社会改良活動、第二次世界大戦以降は外交政策への論評のみならず国務省の政策立案室をはじめとするさまざまな審議会や、外交問題評議会への参加、国内政治ではADA（「民主的行動を目指すアメリカ人」）をはじめとする諸種の政治団体等の創設、州レベルの地方政党への参加、世界教会協議会の立ち上げとその後の方向決定に

ついでに努力等々、その広範にわたる活動は枚挙にいとまがない。それはトルーマン政権の時代にあたっていた。一方、その間、独自の神学および政治思想の深化、確立にも精力を傾け、それらは、『人間の本性と運命』や『信仰と歴史』をはじめとする深遠な神学書や、『光の子と闇の子』や『アメリカ史のアイロニー』といった独特の政治学的著書となつて世に出された。

ニーバーが、思想と行動とが組み合わされた類まれな神学者であつたことは周知のことである。ニーバーが病に倒れたのは、とりわけ第三次世界大戦とりわけ核戦争を避けるべく、あるいは国内政治の健全化やエキユメニカルな活動のための、ヨーロッパでのそれも含む膨大な数の会議、講演、説教など、その身を削つた結果であつた。⁽⁵³⁾ もし、ニーバーが「ユニオン神学校のオフィスの安全圏にとどまつて社会倫理を教え、正義のための闘いにおいて命を賭けることを決してしなかつた」というコーンの言葉が一部でも当てはまるとしたら、それは、一九五二年以降病気に苦しみ続けたユニオンでの最後の時から晩年に至る日々（一九六〇年ユニオンを引退したニーバーは、一九六九年マサチューセッツ州ストックブリッジに居を移していた）についてだけである。その時期ニーバーに可能だつたのは、自宅それもしくは寝室で不自由な体に鞭打つて右手だけでタイプライターをたたくことだけであつた。以下の人種問題や公民権運動をめぐる論考は、そのような病との闘いにおけるニーバーから産み出されたのである。ちなみにニーバーがこの世を去つたのは、一九七一年六月一日であつた。

V 公民権運動とその後（一九五四年以降）

1 ブラウン判決

一九五四年五月一七日、人種問題における画期的な最高裁判決が出た。「分離すれども平等」の法理に基づいて人種隔離政策を合憲とした一八九六年六月の「プレッシー対ファーガソン判決」「以下プレッシー判決」を覆した「ブラウン対教育委員会判決」「以下ブラウン判決」である。この判決に力を得て、公民権運動は大きく一步を踏み出すことになる。⁽⁵⁵⁾

この判決が出た翌月、ニーバーは、この判決の意義について、論文「学校における人種隔離に対する最高裁判決」⁽⁵⁶⁾を公にした。ニーバーは、まず、「この学校における人種隔離政策に対する最高裁判決は、善良なアメリカ人一人ひとり、元気がない時代に大きな元気を与えた」と述べた上で、その判決を以下のように評価した。

最高裁の判決の政治的手腕が、政治的現実に対する勇氣と憂慮とを組み合わせたその判決の中に示されている。それは、一つの原理を宣言し、妥協することなくそれを一つの状況に適用している。しかし、それが、この原理の影響を受けるほとんどの州へのその原理の適用を、それらの州が余裕をもってこの判決によつて造られる状況に適應するまで延期することとは賢明である。このようにして、この判決が南部諸当局の抵抗を引き起こしかねないどのような過剰な衝撃も避けられ、危険も弱められる。最高裁は、人民に

よって広く受け入れられなければいかなる法も執行されえないという事実を、十分に意識しているように思われる。……この判決の試み全体においてまさに問題になっているのは、国家共同体の道德意識と、奴隷制の行動様式の痕跡が残る地方共同体との闘いである。……他方、この判決は、共同体の道德的成長を指示する法の力と倫理的規範との卓越した範例である。⁵⁷⁾

ニーバーは以上の考察のあと、人種差別の歴史を振り返り、プレッシー判決と今回の判決との関係について次のように述べた。

一八九六年、最高裁は、理想と社会的現実との隔たりを、「分離すれども平等」の法理によって埋めようとした。それはその時代にとつて非常に良い法理であった。というのは、今回の最高裁判決「ブラウン判決」が、今世紀の初めになされていたとしたら単に暴動を引き起こしただけであろうということ覚えなければならぬからである。そしてその暴動は……法と理想双方の敗北を意味する。歴史は、国家を今回の最高裁判決のために備えさせたのである。「歴史」という語によってわれわれが意味するのは、よくある抽象的概念などよりはるかに具体的なものである。それが意味するのは、人々の思想や願望であり、人種的偏見を乗り越えるために個人や集団がとる幾多の躊躇する、あるいは勇氣ある行動である。……この間「ブラウン判決までの間」、最高裁は、過去二〇年にわたつて、黒人たちに新しいさまざまな機会を開くために、「分離すれども平等」な諸施設という法理を効果的に使用した。⁵⁸⁾

ニーバーは、その後の人種問題の急速な進展によつて、今回、それまでの判決を継続せず、分離された施設は平等で

はないとの判断がなされたことを、こう高く評価した。

この判決は、民主的な人種関係におけるわれわれの進展の一つの核心となった。判決が全員一致であったという事実がその道徳的権威を増すことに貢献していることは言うまでもない。しかし、その政治的手腕は、「実施の」期日を遅らせることによつてその知恵を付加的に加えることになった。……この方針がこの判決に対する初期のいら立ちを逸らせるために多くの役割を果たしたことは確かである。⁽⁵⁹⁾

この論文に表されたプレッシー判決への評価とブラウン判決における実施期日を遅らせることへのニーバーの高い評価が、その後の公民権運動家たちの戸惑いと反感を買いうことになったことは言うまでもない。この点について、ニーバーは以下のようにも述べている。

歴史は多くの驚きに満ちている。最高裁の判決を受けて人種関係が一変したこと以上に、驚くべき——しかし考えてみれば当然の——歴史的展開はない。……ところで、最高裁は、われわれの憲法に保障されているように「法の前の平等」という論理的含意を明確にしている。そうすることにおいて、最高裁は賢明にも、人種関係において、「分離すれども平等」の法案を廃棄するために十分な進展が見られてきた、と判断した。最高裁は一八九六年の判決におけるこの法案によつて、憲法と地方の習慣との間の衝突を避けようとした。……正義に向かう進展の有機的で緩慢な展開は、過程の究極的な目標を明確にした判決によつて阻止されたのである。

道の終わりについてあまり確信が持てないとしたら、人は段階的に進むこともありうるのではないだろう

か。われわれが平等の理想と積極的に実際的に取り組んでいこうとすることもありうるのではないのだろうか。ところが、われわれの人種の傲慢によって、目標の妥当性を明白に認識することが不可能になるということもありうるのではないのだろうか。……道徳的規準についてのあからさまな挑戦は、潜在意識にある恐怖や偏見を自覚めさせるかもしれない。そしてそうした恐怖や偏見は、究極的な規準に向かう緩慢な取り組みによって徐々に紛らわされてきたのかもしれない。……

つまり、歴史に根差した集団的悪は、いかなる裁判所の判決によってもいかなる政治的政策によっても修正されないのである。それゆえ、歴史における多くの良いことは、それが発展するためには時間がかかる。しかし、この勧告「慎重さを求める勧告」は、長い間白人の尊大に苦しんできた黒人種にとつてはおよそ正当なこととは思われないであろう。黒人側を支持する法律がある以上、慎重さを勧めるいかなる勧告であれ、恥ずべき妥協への示唆と見られることであろう。⁽⁶⁰⁾

一九五六年、ニーバーは、人種問題における悪をとくに白人の集団的罪と捉えて、それに対抗するには、「救済恩寵」(saving grace) だけでなく、むしろ「一般恩寵」(common grace) とりわけ事柄についての「慎重な識別」の重要性を説いて、次のように考察した。

われわれが巻き込まれているのは集団的悪の特質である。その悪は白人の尊大である。しかしこの悪は、自分自身の特定の文化への関心の裏返しである。その関心には限られた正当性はあるが、新約聖書において正当化されるようなものではない。新約聖書に見られるのは次のような恐ろしい洞察である『神を愛している』と言いながら兄弟を憎む者がいれば、それは偽り者です「[イヨハネ四・二〇]」。

われわれの特定の文化に対する関心の大半、すなわち「南部の生活様式」ないし「われわれのアメリカ的生活様式」は、暫定的に正当化されるかもしれないが、もしこの情熱の値が兄弟への憎しみと侮蔑であるとしたら、値は高すぎる。……

われわれの集団的罪から贖われるためには、一般恩寵であれ、救済恩寵であれ、あらゆる形態の恩寵が必要である。また、集団的な罪となることからわれわれの共通する忠誠を維持するために必要とされるのはあらゆる形態の識別である。……われわれはまた次のことに留意しなければならない。すなわち、われわれが「キリスト教的」文明と見なしているものは黒人の大陸では通常「白人の」文明と見なされており、それには、白人の尊大さへの憎悪が付随してきた。……われわれの集団的罪は、われわれのキリスト教信仰の贖罪的有効性の試金石である。この評価基準を満たすためにわれわれが必要とするのは、宗教的深刻さだけでなく、注意深い識別 (discrimination) であり、そのようにして、われわれは、自らの忠誠と献身において、「軽率に言葉を吐かず、熟慮して語る」[エレミヤ一五・一九] ことができるのである。⁽⁶¹⁾

それに関連して、こちらは皮肉を込めて、人種問題では、救済恩寵の機関であるべき教会よりも世俗的労働組合を評価し、教会の対応の不十分さを批判した。

理想的に言えば、教会は恵みの共同体であって、そこには「ユダヤ人もギリシア人もない」。それはわれわれの場合、「白人も黒人もない」ことを意味する。しかし、教会人として、教会が「社会の良心」であるというわれわれの主張に満足しすぎないようにしよう。「南部でなされた」調査が示すところによれば、人種の調和 (racial accord) の問題については労働組合のほうが教会よりも厳格であった。⁽⁶²⁾

2 公民権運動

ニーバーは、公民権運動とりわけキングの抵抗運動の戦略について、以下のように論評した。

「キングは」綿密に暴力を避け、その戦略を「愛の方法」と呼んだ。それは、最も有効な正義への道である。「非平和主義者」(non-pacifists)であるわれわれもすばやく以下のことを認めるであろう。すなわち、平和主義が……潔白さについての道徳的な心の痛みにとらわれず、……完全性の名の下に正義の責任から逃避するという問題にとらわれることがない限り……その戦略はすばらしい。

モンゴメリー・バスボイコットの場合、正義のために圧力をかける最も有効な方法がとられたことは明白である。その地域のいかなる状況においても、暴力は、誤っているだけでなく、自滅的、自己破壊的である。白人社会における黒人少数民族民族の場合、暴力は自殺的行為となろう。ボイコットとストライキは自由社会では認められた圧力形態であるが、不幸なことに、ボイコットはストライキのように広く法的に認められていない。……しかし、「ボイコットは」集団関係においては正義を確立するために投票権よりも効果的である。

モンゴメリー・ボイコットののような状況において、用語に言いがかりをつけることは分別を欠いているかもしれない。しかし、「愛の方法」としてのボイコットの定義には疑問を呈さざるをえない。愛は動機であつて方法ではない。愛は通常正義への意図であるはずであり、ボイコットは正義を確立する方法の一つである。相反する意志や利害といったことと取り組むときに妥当性を持つようになるのは、いつでも、愛であ

るよりはむしろ正義である。他の人種の傲慢と尊大さに長い間苦しんできた人種のような場合、隔離されてきたバスに反対するポイコットの正当性についても、それによって正義が達成されつつある方法の妥当性について、問題は伺もない。⁶³

一九五七年、南部における黒人への白人の暴力行為が増大したとき、キングは、大統領アイゼンハワーに連邦政府がこれに介入するようにとの嘆願書を出す準備の段階で、ニーバーに、かれの名前を嘆願書に載せることを求めたが、ニーバーはそれを拒否した。その事情について、ニーバー自身が友人の最高裁判事F・フランクファーター(Felix Frankfurter)に宛てた同年二月八日の私信で次のように説明していた。

大統領に、南部の状況に介入するよう要請する声明に署名するようマーティン・ルーサー・キングから依頼を受けましたが、私は、そのような圧力は害あつて良いことはないとの意見を聞いています。南部の牧師のグループが大統領に行動を起こすように私的に会おうとしています。率直に言つて、なぜ、共和主義者「共和党員」である大統領がこの問題に対してそれほどまでに躊躇しているのかわかりません。⁶⁴

ニーバーは、この頃、「主として、アイゼンハワーの政治的な愚劣さと、国務長官ジョン・フォスター・ダレスの独善的な道徳主義と耳障りな軍国主義に注視して、急速にアイゼンハワー政権に対して批判的になつていた」⁶⁵。それは外交問題が主であるが、同時に人種問題に対するその消極的な姿勢においても同様であつた。キングの提案が受け入れられる余地はないとニーバーは判断したのである。したがつて、ニーバーの拒否は、キングらの努力への拒否ないし消極的態度のゆえではなく、むしろアイゼンハワー政権への不信の表れであつた。

一九六三年八月二八日、歴史的なワシントン大行進が行われた。その頃、ニーバーはさらなる脳梗塞の発作で病床上に伏しがちであったが、テレビでそれを見た後、年来の友人W・スカーレット (W. Scarlet) に宛てて次のように書き送った。

ワシントン行進は……黒人にとって輝くような勝利でした。……キングの演説は近年で最も雄弁なものでした。それは、人種差別主義の硬い核に影響を与えることはないとしても、国民には影響を与えていると思えます。⁽⁶⁶⁾

一九六三年九月二二日、ニーバーは、バーミングハムでの黒人教会爆破事件のすぐあと、小説家で詩人の公民権運動家、J・ボールドウィン (James Baldwin) と対話し、それは「バーミングハムの悲劇の意味」というタイトルでテレビ放映された。⁽⁶⁷⁾ ここでは、集団の問題について、「黒人は集団としての白人を愛さないし、白人は集団としての黒人を愛さない」という点と、「白人教会は失敗した」という点で両者は同意した。⁽⁶⁸⁾ しかし、ボールドウィンは、ニーバーが特権的な立場に立っていると見なし、「暴力は進歩的な結果をもたらさない」とのニーバーのコメントに対して、きつぱりとこう応答した。「それが、あなたが属している制度のやり方だ」。ニーバーは、「マーティン・ルーサー・キングはこの時代の偉大なアメリカ人である」と述べ、キングの非暴力抵抗の理論は絶対平和主義とは異なると付け加えた。⁽⁶⁹⁾

一九六三年一月二二日、ケネディ大統領が暗殺された。その直後、ニーバーは、ケネディへの心のこもった頌詞を書いた。⁽⁷⁰⁾ そこでは、ケネディの大きな業績の一つに公民権運動への積極的な姿勢を挙げ、ケネディの死が今後の運動にポジティブに働くか、それともネガティブに働くか、この時点で判断するのは時期尚早だと、おそらく前者への期待を持ちながら述べている。

一九六四年七月六日、ニーバーは、論文「正義への闘い」を執筆、南部白人の反発の強さや北部黒人ゲットーの悲惨さを指摘しながら、黒人の正義を求める運動の厳しい状況を分析し、「黒人革命」の今後への悲観的見通しを示している。⁽⁷¹⁾

長い暑い夏になるであろう。国家がこの「アメリカの葛藤」を解決したとしても、それもその解決に向かつて最も厳格な措置を取った「公民権法が成立した」としても、それまでには危機に満ちた一〇年あるいは一世紀があるであろう。この葛藤は、実際には国家の営みより広範である。それは、人間本性の内にある自分の部族を優先させる強力な衝動にもかかわらず存在する、人間が有する人間性 (humanity) を実証する葛藤である。⁽⁷²⁾

恐ろしく悲観的な見通しである。この論文の冒頭部分でも、「われわれを待ち受けているのは、長い困難な夏だけでなく、何十年にもわたる社会革命である」と述べていたが、それでもこの「人間性」を実証する「社会革命」に込めるニーバーの期待を見て取って、ニーバーの中に積極的な姿勢が見え始まったとも見る向きもある。⁽⁷³⁾

一九六四年一月二二日、ケネディの遺志を継ぐ形で、後継の大統領ジョンソンの下で、ついに歴史的な公民権法が成立した。その四か月後、一九六五年三月二一日、投票権法の成立を目指す、アラバマ州におけるセルマからモンゴメリーへの行進が実行された。それは、それに先立つ三月六日、運動諸団体の中で合意のないままなされた同じ趣旨の行進が白人当局の激しい抵抗で悲惨な血の行進になったことを受けて、当局の許可を得てよく準備され、また多くの著名人を加えた行進であった。キングは、ニーバーにこの行進への参加を要請した。ニーバーは、キングに宛てて、行進の三日前、三月一九日に以下のような電報を打っている。⁽⁷⁴⁾

アラバマ州モンゴメリ

マーティン・ルーサー・キング・ジュニア博士

「セルマからモンゴメリへの公民権行進への」参加要請に感謝します。お受けすることができませんが、それはひとえに重い「脳梗塞の」発作のためです。あなたが計画しているアラバマ州の州都への行進が、基本的人権である投票権と集会の自由とを支持する良心を有する市民すべての壮大な示威行動となるよう願っています。

ニューヨーク州ニューヨーク

ラインホルド・ニーバー

サベラは、この電文について、「健康が害されている状態にあつてさえ、ニーバーの言葉は依然として生命力のこもった響きを奏でている」と感じた。⁽⁷⁵⁾「健康さえ許されていたら、ニーバーは、友人のA・J・ヘッシェル (Abraham Joshua Heschel) とともに行進に参加していたことであろう」とは、キングの若い同僚で後に下院議員とアトランタ市長を務めたA・ヤング (Andrew Young) の回顧の言葉である。⁽⁷⁶⁾

このアラバマ州における運動について、ニーバーは、一九六五年四月五日、「アラバマにおける公民権運動のクライマックス」と題して短いコメントを書いた。ニーバーは、血の行進の夜、残酷な人種差別主義者によつて殺害された、行進に参加するためにポストンから来ていたユニテリアンの牧師J・リーブ (James Reb) の死を「殉教者の死」と呼び、次の三つの点を指摘した。すなわち、「国家による白人寡頭政治の増大する道徳的孤立」と、黒人少数民族を援助する行動が鈍い「組織化された宗教が積極的にその持てる手段を組織化すること」と、連邦政府が地方の市民の生命

を守ることができないという「未解決の憲法問題」である。そしてこう述べた。

州都への行進と、行進参加者へのマーティン・ルーサー・キングの訴えに対する全国的な反応はともに、そのクライマックスに新しい次元を付与した。……あらゆる信条の持ち主からなる良心的市民による州都への行進が、ジョンソン大統領が議会と国民に対して行つたその比類のない演説とともに提出した新しい投票権法を大きく後押しするものであることは疑いない。この法案に対する超党派の支持はその迅速な可決を保証しているに等しい。⁽⁷⁷⁾

同じ一九六五年、ニーバーは、ミシシッピ州におけるリンチを含む白人の黒人に対する残虐な暴力行為を克明に記録した書『ミシシッピ・ブラック・ペーパー』に序文を寄せ、そこに次のように記した。

この文書は、ここでは正義の道具が不正の道具であるような社会を暴露している。……閉鎖社会における残酷、残忍、まったくの気まぐれに限界がないように見える……そこでは、かつてあつた社会的共同体的抑制装置はもはや機能していない……殺害された公民権運動の黒人指導者M・エヴァーズ (Medger Evers) の犯人はまだ処罰されていない。……陪審裁判が……事実上刑事免責の最終的な源泉になっている。……勝利した北部は、南北戦争が廃したはずの奴隷制の痕跡の維持を許容している。……この書に書かれている非常に恐ろしい不正を除去するすばやい簡単な方法はない。しかし、おそらく、これらの供述書が読者に示唆しているのは、ミシシッピ州における正義がこれほどまでに腐敗している以上、外からの援助がなければ状況は決定的になつてしまいかねないということである。⁽⁷⁸⁾

一九六五年八月六日、投票権法が成立した。その年、ニーバーは最後の著書『人間の本性と人間の共同体』を妻アースラの助けを得て執筆、上梓した⁽⁷⁹⁾。それまでのニーバーの見解を「要約すること」と「吟味すること」とを目的としたこのニーバーの最後の著書には、小冊ながら、注目すべき論述が多く含まれている。その一つが、人種問題に関する考察である。人種問題にかなりの程度触れた著書としては、『道徳的人間と非道徳的社会』以来のことではないかと思われるが、扱いはそれと異なり、この書では歴史的背景を踏まえた上で、以下の二つの視点から人間の問題とあらためて取り組みながらそこに人種問題の考察を含めている。一つは「人間の非人間性の一つの源泉としての人間の部族主義(tribalism)」と題された第二章であり、一つは、「利己主義(self-seeking)と自己犠牲(self-giving)における人間の自己性」と題された第三章である⁽⁸⁰⁾。

前者の考察において、ニーバーは、西欧におけるさまざまな人種問題の歴史をかいつまんで記した上で、その解決を模索する世々の作業において、人道的要素よりも「国益」が重大な役割を果たしたことを指摘した。とくに南北戦争によるアメリカにおける奴隷の解放は、「単に反乱に対する連邦軍の勝利を確実なものにするための戦争政策として掲げられたものにすぎなかった⁽⁸¹⁾」と見なした上でこう主張した。

黒人少数民族の解放において国益が果たした役割は重要である。とはいえ、このことを強調する過剰な冷笑主義を避けるために、黒人解放のもう一つの貢献を覚えておかなければならない。それは一九五四年の最高裁判決である。人種隔離された学校を違法とするその判決は、黒人解放のために「法の至上権」を示すことに貢献しただけでなく、まさにここから黒人の反抗の第一歩が始まったのである。というのは、この判決は、少数民族の自暴自棄を、希望と絶望とのあの驚くべき組み合わせへと変えたからであり、その組み合わせ

せは不正に対するあらゆる抵抗の原動力となってきたからである。⁽⁸²⁾

ニーバーがここで、黒人の抵抗の原動力が、法に基づきながら、「希望と絶望」の「組み合わせ」にあるとしたことは、人種問題とりわけ公民権運動の背後にニーバーが常に留意してきたこと、またその一貫した現実主義的対応の意味するところを示しているように思われ、きわめて重要である。黒人にとってその闘いが常に希望と絶望の狭間にあったこと、今もあることは自明である。ニーバーもまたその狭間にあることを自覚していた。しかしニーバーはそれを越えて、両者の「組み合わせ」に意義を覚えるのである。

後者の考察では、ニーバーは、人種問題に対する「救済恩寵」的取り組みと「一般恩寵」的取り組みについて以下のように論じている。社会の諸問題に対応するにもつばら「救済恩寵」に頼る姿勢は「正統的宗教」や「福音主義」に見られるが、それは「個人主義」的要素と「完全主義」的要素とが含まれる「自己犠牲」的生き方である。それが、かつての「奴隷制に対するプロテストANT福音主義の挑戦が失敗に帰した」原因であった。「福音主義における完全主義は、その根を、その個人主義と、宗教的経験である救済恩寵の過剰な強調に置いている」⁽⁸³⁾からである。それは、そうした福音主義において、しばしば「救済恩寵」と「一般恩寵」とをそのように区別してきた結果でもある。むしろ両者をそのように区別しなければ、表面的に世俗的で「利己主義」的な形態に現れる「一般恩寵」にはきわめて重要な役割があると論じ、ニーバーはこう述べた。

自己を過剰な自己執着から引き離す力は、通常、「一般恩寵」の力である。それは、自己に、自らの社会的本質について考えさせ、自己実現を図ることに固執しすぎずに自己を実現させることを促すような、あらゆる形態の社会的安全や社会的責任や社会的圧力を表す。⁽⁸⁴⁾

この考察は、すでに述べたように、ニーバーが、「集団的罪から贖われるためには、一般恩寵であれ、救済恩寵であれ、あらゆる形態の恩寵が必要である」と主張したことや、「救済恩寵だけでなく、むしろ「一般恩寵とりわけ事柄についての慎重な識別の重要性」や「宗教的深刻さだけでなく、注意深い識別」を説いたこととの消息をあらためて述べたことである。ニーバーにとって、恩寵は、「両者を含むものであり、それらは本質的には峻別できないことを踏まえた上で、福音主義的正統主義によって過小評価された「一般恩寵」を、ここでは、「あらゆる形態の社会的・安全や社会的責任や社会的圧力」のうちに見たのである。それは、人種問題においては、憲法に保障された人権実現のための地方法や地方共同体の習慣の絶えざる修正の問題であり、非暴力的な抵抗運動を愛ではなく正義の方法として受け止めることであり、そのためには、狭義の救済恩寵でなく、むしろ一般恩寵の資源が重要な意味を持つということであった。

このニーバーの最後の著書が出版されたその三年後、一九六八年四月四日、キングが暗殺された。ニーバーは、キング暗殺の半年後、人種に関する九頁にわたる長い論文「独善的な国家における黒人少数民族とその宿命」⁽⁸⁵⁾を公にした。それが、ニーバーの生涯最後の人種問題についての本格的な論文となった。

ブラウン判決や公民権法の成立後も、全米各地において黒人の白人に対する憎悪は消えず、暴動は止まず、その年も暴動が打ち続いた。⁽⁸⁶⁾ニーバーは、その最後の論文で、こうした暴動の状況を調査する大統領諮問委員会(National Advisory Commission of Civil Disorder)の報告に触れながら、アメリカにおける人種問題の歴史を振り返っている。ここでは、先の『人間の本性と人間の共同体』の内容と一部重なるが、ジェファソンはじめ建国の父祖たちの多くが奴隷の所有者であったが、かれらの関心が、「奴隷制度の悪よりも『君主制』の悪」に向けられていたこと、人種差別主義者でも奴隷制廃止主義者でもなかつたリンカーンが、率直に「わたしの主要な目的はユニオンを救うことである」と述べたことなどを指摘し、その後の南部の公民権運動を含む状況を歴史的に回顧している。ここでは、キングの抵抗活動

の経済的な手段がボイコットのみであったことに黒人革命の弱点の一つがあつたとし、キングの暗殺の殉教性が「開かれた住居」すなわち「ゲットーによる隔離の撤廃」「住宅差別廃止法成立」に繋がつたと見なした。その他、さまざまな黒人の悲惨な状況と白人の罪さらには教会の人種差別も指摘した。以下のこの論文の締めくくりの言葉は、文字通り、ニーバーの生涯最後の人種問題への言葉となつた。

「憲法の」約束と誓約が破られてほとんど二世紀を経た今、黒人少数民族族に対するわれわれ「白人」の負い目はとてつもなく大きく明白である。そしてその重荷はわれわれの良心に重くのしかかつている。⁽⁸⁷⁾

そして、この「われわれ」に、他ならぬニーバー自身が含まれていることは言うまでもない。

3 ニーバーのキング評価

ここで、ニーバーのキング評価を確認しておこう。ニーバーがおしなべてキングを高く評価していたことは、これまでの論述である程度明らかであるが、ニーバーは晩年、キングについてごくコンパクトに述べたことがある。

一九六七年四月四日、ニューヨークのリバーサイド教会で、ベトナム戦争に関する講演会が開かれ、そこに招かれたキングは、「ベトナムを超えて」と題して初めて公的にベトナム反戦講演を行った。⁽⁸⁸⁾ その講演会にキングを招くことに関わつたニーバーは、講演会の報告文書の序文で、二点を挙げてキングに対する自らの関心を表明した。⁽⁸⁹⁾

一つは、キングのベトナム戦争反対に関わる点である。公民権運動の指導者の中に、ベトナム戦争反対運動に関わることで公民権運動が混乱することを恐れて、キングに反対するグループがあるが、キングが、その危険を認識しつつも

あえてそのグループを抑えてベトナム戦争反対に向かったことを評価して、ニーバーは、キングが「現代の偉大な宗教的指導者の一人であり、かれには、人類に関わるどの問題についても発言する権利がある」とし、また、「宗教指導者であるとともに公民権運動指導者でもあるキングにはベトナム戦争のような主要な人間の問題について彼自身の関心を表明する権利と義務がある」と見なした。

二つは、「悪に対する非暴力の抵抗に関するキング博士の立場」についてである。ニーバーは、キングの立場はしばしば「絶対平和主義」の立場と混同されてきたとして、こう主張している。「わたしは、むしろ非平和主義者として、キング博士の悪に対する非暴力抵抗の概念は、われわれの市民的、道徳的、政治的営みへの真の貢献である」。

後者のキングらの非暴力による抵抗についての評価は、これまで何度も表明されてきたが、前者は、この段階で出された新しいキング評価である。それまでに、ニーバーはキングを「この時代の偉大なアメリカ人」と表現したことがあったが、それをさらに一歩進めて、キングを、「公民権運動を超えた宗教指導者」として「主要な人間の問題」と取り組む「権利と義務」を有する人物であると見なした。そこには今後のキングへのニーバーの期待が込められていたと言つてよい。しかし、奇しくもこの講演からちょうど一年後、キングは暗殺され、ニーバーの期待は水泡に帰した。

ストーンは、以上のニーバーのキング評価を紹介する際に、「二人は、互いに同志 (allies) と認めあっていた」と述べたが、この判断については異論もあろう。キングがニーバーをどのように受け止めていたかについては、本稿の範囲を超えていることであり、すでになされている研究を含めキング研究に委ねることにしたい。ただ付加的に、キングの若い盟友であったヤングの次のような回顧を紹介しておこう。

ヤングによると一九六〇年代半ば、キングと議論した際に、ヤングがニーバーを引用した時、キングは「ラインホルド・ニーバーをそんなふう引用して恥ずかしいとは思わないか」と叱責し、その場でニーバーの思想の内容についてヤングに講義をした。ヤングは帰宅してニーバーの『人間の本性と運命』を読み直してみたら、キングの講義は、ま

るでその書のある段落を「一言一句そのまま引用していた」かのようにであった、という⁽⁹²⁾。このキングの回顧は、しばしばもつぱらキングが影響を受けたと言われる『道徳的人間と非道徳的人間』だけでなく、キングは闘いのさなかにあつてもニーバーの円熟した思想の深みをも自家菜籠中のものとしていたことの証左と言つてもよい。またキングはニーバーの影響は初期に留まるとする見方やニーバーの影響をそれほど重視しない見方に対する一部反論となつてもいよう。キングの「ニーバーの戦略についての評価とニーバーとの相違に関するかれ自身の理解とは、一九五四年から一九六八年に至るその指導者として職務を通して実を結んだ」とは、ニーバーに最も近かつた弟子のストーンの言葉である⁽⁹³⁾。

VI コーンのニーバー評価へのコメント

最後に、初めに戻つて、コーンのニーバー評価に目を向けてみよう。コーンのニーバー評価への応答としては、これまでたどってきたニーバーの人種問題への取り組みの全貌でほぼ十分であろう。そこから出てくるわれわれのコーンに対する判断は、その詳細を別にすれば、ニーバーの扱いが全体として公平を欠いているということである。確認のため、三点のみ簡潔に指摘しておく。

第一は、コーンのニーバーの評価はあまりにも単純で行き過ぎているということである。その点は、以下の書評が的確に、十分に指摘している。

コーンは、ニーバーやその他の神学者たちの批判においていささか行き過ぎているように思う。……コー

ンのニーバー批判のほとんどは、ニーバーが何を言わなかったか、何をしなかったかということに関心を向けている。ニーバーにはかれ自身の闘いがあつたのである。……ニーバーやバルトやティリツヒが、アメリカの人種差別を生き抜かなかつたということであつたので、かれらを非難するのはかれらの遺産に対して不公平である。

かれらは、自身の生涯において他のさまざま十字架 (crosses [苦難]) を挑発的に生き抜いたのである。⁽⁹⁴⁾

第二は、コーンのニーバーの描き方に問題があるという点である。コーンは、自らがどのように考えたニーバーの長所も短所も熟知していた。その大部分は、解釈は別として、事実としてはそのとおりであろう。しかし、コーンはニーバーの長所を指摘しながら、それも時に究極的とも思える表現で高く評価、強調しながら、そのあとにかれが短所と考える要素を雄弁な表現で指摘して締めくくっている。ニーバーは、これも語らなかつた、これもしなかつた、これにも関心を示さず、これにも想像力が届いていない、というふうにかのレトリックを延々と続けるのである。

しかし、この評価の表現の順序を逆にしたらどうだろうか。ニーバーのイメージはまったく異なつたものとして読者に映つたであろう。コーンの見方と描写に総じてアンフェアの感は免れない。バランスの取れた評価と表現が求められよう。しかし、世界有数の神学教育・研究機関であるユニオンの教授として、ニーバーの専門家と言つてもよいコーンにしてこのような表現をした、あるいはせざるをえなかつたということは、これもまたアメリカにおける人種問題がいかに根深いかを教えてくれているようにも見える。もちろん、当事者でないわれわれにコーンのバイアスを指摘する権利があるかどうか、ということは別の問題である。

しかし、以上の二点は、それほど本質的なことではない。第三に指摘することは深く神学的な局面であり、コーンはその点でニーバーを大きく誤解していた可能性があると思われることである。それは、イエスの十字架についてのニーバーの理解である。コーンにとって、十字架は、抑圧された者と寄り添い、共に苦しむ、苦難からの解放の象徴であ

る。しかし、ニーバーにとって、十字架は人間に普遍的な根源的罪の贖いの象徴である。それには苦難からの解放も含まれるとしても、第一義的には贖罪の象徴である。すでに確認したように、ニーバーは、白人の罪の方が黒人の罪より大きいと主張したが、自らにも罪があることを決して忘れなかった。教会の問題も鋭く捉えていた、自分もその白人の一人であると捉えていた。それにもかかわらず、人種差別は人類共通の普遍的罪の結果であると考えていた。コーンが、「白人暴徒が一人の黒人をリンチするたびに、彼らはイエスをリンチした」のであり、「リンチの木はアメリカにおける十字架である⁽⁹⁵⁾」と言うとき、ニーバーには同調できなかつたであろう。ニーバーにとって、十字架は、リンチする白人のためでもありリンチされる黒人のためでもあつた。あくまでも両者の、すなわち人間の罪の贖いであつたのである。⁽⁹⁶⁾

コーンはこの違いに神学的に踏み込むことはなかつた。かれはこのニーバーの立場を十分に知つていたはずであるが、それに触れることはなかつた。コーンには受け入れがたい十字架論であつたからかもしれない。しかし、あるいは、コーンに誤解があつたということではなかつただろうか。

おわりに

以上、コーンのニーバー評価の刺激の下で、ニーバーの人種問題への取り組みの全貌を概観した。ニーバーのこの取り組みで最も顕著な点は、ニーバーの現実主義的で漸進主義的な見方である。それはしばしば少なからぬ人々に戸惑いを与えた。そこから、ニーバーは、この問題に生涯全体として積極的ではなかつたという評価も生まれた。

しかし、ユニオンにおけるコーンの同僚G・ドーリエン(Gary Dortien)は、「ニーバーがこの主題につき込んだ情

熱は計り知れない」と述べ、「かれが、実際に仲間の誰よりもこの問題に関心を持った白人のアメリカ人神学者であるという事実は見逃されがちであり、実際多くの人が見逃してきた」と注意を喚起している。⁽⁹⁷⁾

H・B・クラーク (Henry B. Clark) は、「ニーバーが、アメリカにおける人種的不正の悪を無視したと非難されることはありえないとしながらも、「いかなるニーバーの崇拜者」も、人種問題をめぐるニーバーの立場に困惑させられざるをえない点があつたとして、以下の三つの局面を挙げている。⁽⁹⁸⁾

- (1) ニーバーが、このような次元の社会問題にそんなにも長い間「一九四四―一九六三」関心を向けなかつたのはなぜか。……
- (2) ニーバーがこの圧倒的に重要な事柄に、個人的な行動や、一九三五年から一九六五年の南部小作農組合とデルタ協同農場のような集団のための小規模な行動によって立ち向かうことで満足しているように見えるのはなぜか。……
- (3) なぜ、ニーバーは、「人種」闘争で、それを最も優先した人々によって用いられた戦術を評価することにそれほどまでに慎重であつたのか。

これらの問いに対して、クラーク自身は次のように応じた。

「これらの疑問については」もちろん、もつともらしい多くの説明を示すことはできる。事実在即して指摘することができるのは、次のことである。すなわち、すべての人々はそれぞれ、ただ一つないし二つの圧倒的に意味のある大義に自らを投じるよう求められていること、また、もし手を広げすぎようとするなら、そ

の人の信頼性や影響力は深刻な打撃を受けることになりかねないということである。⁽⁹⁹⁾

このクラークの反応は妥当であろう。その結論はコーンへのわれわれの評価に通じる。しかし「もつともらしい多くの説明」という表現にもかかわらず、そうした説明に相対的な意味があることは当然であり、本稿はその一つの試みである。

それにしても、キングらの公民権運動について言えば、ニーバーの全体としての慎重な姿勢は、ある意味で、公民権運動がそれまでの黒人差別による隔離政策の状況を一気に打破したことを見通せなかったとも言いえよう。それは、現実主義や漸進主義の限界であったかもしれない。R・W・ラヴィン (Robin W. Lovin) はその見方を取っている。⁽¹⁰⁰⁾

しかし、ニーバーの現実主義的な見通しを、二一世紀の今日にまで引き延ばしてみるとうどうだろうか。ニーバーが憂慮して止まなかった「アメリカの葛藤」は今日もなお続いているところが、その深刻さはさらに増し続けているように見える。キングらの公民権運動のめざましい成果にもかかわらず、ニーバーが展望した黒人革命はさらに先に延ばされているように見える。ニーバーの現実主義的で悲観主義的な眼は確かだったと判断せざるをえないのではないだろうか。

ニーバーは常に慎重な姿勢を崩すことはなかったが、それにもかかわらず、実際には、この問題への並々ならぬ関心が生涯を通して息づいていたことは確かである。恐ろしいほどに悲観的な見通しを述べながらも、失望はしていない。ニーバーは、すでに見たように、立憲主義を掲げ、この人種の問題の解決は、具体的には、憲法問題、すなわち連邦法と地方法というアメリカ特有の関係の改善にある、と考えていた。もちろんニーバーは、そこに、「純粹な法」とともに「共同体の抑制措置と影響力」が必要であることも認識し、単に形式的な法の問題ではなく、有機的な共同体の要素も含まれることを十分に認識していた。それにもかかわらず、そして、さらに忍耐が必要されるとしても、法の改正を

積み重ねていくことがニーバーにとつての「一般恩寵」的解決なのである。⁽¹⁰⁾それは、キングが公民権運動において憲法の規定にある人権の回復を目指したのと同じ方向にある。ニーバーにとつて公民権法は憲法の規定が地方においても十分に遵守される一つの過程であった。それが成立した時、ニーバーは、すでに述べたように、「歴史は多くの驚きに満ちている」と、かれの人種問題との取り組みの中ではきわめて稀な情熱的な表現をした。しかし、この表現はたまたまそこで出た言葉ではない。それは、『人間の本性と運命』とりわけ『人間の運命』におけるニーバーの深い歴史神学的確信に基づいていたのである。

本稿は、ニーバーと人種問題をめぐる課題の端緒にすぎない。そこには歴史的にも神学的にも掘り下げるべき課題がまだ多くあり、さらなる探求が必要であることは言うまでもない。しかし、その概要の全貌はある程度明らかになったであろう。

注

(1) 本稿では、参考文献における“Negro”および“Colored”を「黒人」と表記する。

ちなみに、「黒人」ないし「黒人種」の呼び方については、大まかに以下のような変遷がある。

一九世紀から二〇世紀の変わり目では、Negro は良い印象を持つ言葉として多く用いられた（他方、nigra, nigger は究極の侮辱語とされた）。一九五〇年代になると、Negro に加えて Colored が好ましいとされる（Black は当時侮辱的表現とされた）。Negro は、実際には六〇年代末まで一般的であった。一九六〇年代末から七〇年代にかけて、ごく短い期間、Afro-American が頻繁に用いられた。一九六〇年代末以降、Black が好まれるようになる。最近では、African-American（アフリ

カ系アメリカ人)が適切とされ、定着している。同時に、Blackも、また頻度は多くないが、Coloredも併せて用いられている。一方、Negroはまったく用いられなくなった。「以上、ジェームズ・M・バーダマン『黒人差別とアメリカ公民権運動』水谷八也訳(集英社、二〇〇七年)、一六頁参照。また、本稿筆者の観察も含めた。」

ニーバーは、ごく初期(デトロイト時代)にわずかにColoredを使用したことがあるが、その後は、晩年までほぼ一貫してNegro(まれにnegro)を使用していた。キングはじめ公民権運動家たちもNegroを多く使用した。ニーバーとポールドウィンが対論した、一九六三年のテレビ放送でも司会者を含め両者ともNegroを使っていた。

(2) James H. Cone, *The Cross and the Lynching Tree* (Maryknoll, NY: Orbis Books, 2011). ジェームズ・H・コーン『十字架とリンチの木』梶原壽訳(日本キリスト教団出版局、二〇一四年)。本稿では、以下、梶原訳を用いる。

(3) Jeremy L. Sabella, *An American Conscience: The Reinhold Niebuhr Story, A Companion to the Film by Martin Dohmeier* (Grand Rapids, MI: William B. Eerdmans Publishing Company, 2017). なおこの書については以下を参照。高橋義文「書評: Jeremy L. Sabella, *An American Conscience: The Reinhold Niebuhr Story*」『ユウリタニズム研究』第二十三号(二〇一九年)、六一―六二頁。

(4) わが国で、ニーバーの人種問題との取り組みについてある程度分量で扱っている研究書はおそらく以下に限られるであろう。鈴木有郷『ラインホルド・ニーバーの人間観』(教文館、一九八二年)、第六章「人種問題」。

(5) コーン『十字架とリンチの木』、二四頁。

(6) 同上、二二二頁。

(7) 「十字架の恐ろしく美」とは、以下のニーバーの初期の論文の表題である。Reinhold Niebuhr, "The Terrible Beauty of the Cross," *The Christian Century*, Vol. 46, no. 12 (March 21, 1929): 386-388. 高橋義文『ラインホルド・ニーバーの歴史神学』(聖学院大学出版会、一九九三年)、二六四頁および四一―頁注七二を参照。

(8) コーン『十字架とリンチの木』、八三頁。

(9) 同上。

(10) 同上、八〇頁。

(11) 同上、八五頁。

- (12) 同上、一一八、一二〇頁。
- (13) 同上、一二〇頁。
- (14) 同上、一四八頁。
- (15) 同上、一九八頁。
- (16) 同上、二三二―二三三頁。
- (17) 高橋義文『ニーバーとリベラリズム―ラインホルド・ニーバーの神学的視点の探求』（聖学院大学出版会、二〇一四年）、五八―五九頁。ダンバーと同様の感想をニーバーに伝えた以下のような手紙も残っている。「わたしはデトロイトにおける大多数の黒人の感情や気持ちをごう申し上げて表します。この都市の黒人たちの集団の思いにあるのは、「デトロイト市における人種間のより良い理解とより良い関係のために、あなたが去られることを心から惜しむ気持ちです」（John C. Dancy, *Director of Detroit Urban League, to Reinhold Niebuhr, April 30, 1928*, in Reinhold Niebuhr Papers.）。
- (18) その詳細は、同上、二九―八七頁（第一章「ニーバーと社会福音運動」）参照。
- (19) Sabella, *An American Conscience*, 127.
- (20) Reinhold Niebuhr, "The Confession of a Tired Radical," *The Christian Century*, Vol. 45, no. 35 (August 30, 1928): 1046–1047. (Reinhold Niebuhr, *Love and Justice: Selections from the Shorter Writings*, ed. by D. B. Robertson (Gloucester, MA: Peter Smith, 1976), 120–124 に所収。以下 *Love and Justice* と略す)。
- (21) *Love and Justice*, 121–122.
- (22) *Ibid.*, 124.
- (23) Sabella, *An American Conscience*, 127.
- (24) Cf. Charles Marsh, *Strange Glory: A Life of Dietrich Bonhoeffer* (New York: Alfred A. Knopf, 2014), 106.
- (25) Reinhold Niebuhr, "Glimpses of Southland," *The Christian Century*, Vol. 47 (July 16, 1930): 893–895.
- (26) *Ibid.*, 894.
- (27) Sabella, *An American Conscience*, 127.
- (28) Myles Horton with Judith Kohl and Herbert Kohl, *The Long Haul: An Autobiography* (New York: Teachers College Press,

- 1998), 61-62. そのニーバーの募金要請の手紙には、S・エディ、N・トマスら四名が賛同者として署名している。チャールズ・C・ブラウン『ニーバーとその時代』高橋義文訳（聖学院大学出版会、二〇〇四年）、一一〇頁参照。この学校については、ダクラス・ブリンクリー『ローザ・パークス』中村理香訳（岩波書店、二〇〇七年）、九五―九七頁も参照。この学校は、一九六二年に閉校し、その後、Highlander Research and Education Centerとして新たな組織となつて現在に至つてゐる。Cf. Elisabeth Sifton, *The Serenity Prayer: Faith and Politics in Times of Peace and War* (New York: London: W. W. Norton & Company, 2003), 142-144, 149-152, 332-333.
- (29) Sabella, *An American Conscience*, 128. および『ブリンクリー『ローザ・パークス』九五―一〇二頁、ローザ・パークス』『黒人の誇り・人間の誇り―ローザ・パークス自伝』高橋朋子訳（サイマル出版会、一九九四年）、一一四―一二〇頁。設立に関与し、理事長また理事でもあつたニーバーがこの学校で講演などをしたことは容易に推測できるが、現在のところその証拠はない。もしそれが事実であつたとしたら、ニーバーとパークスが接点を持つた可能性も出てこよう。
- (30) ブラウン『ニーバーとその時代』一一〇―一一二頁。
- (31) 同上、一一二頁。
- (32) Sabella, *An American Conscience*, 45.
- (33) *Ibid.*, 128.
- (34) Reinhold Niebuhr, *Moral Man and Immoral Society: A Study in Ethics and Politics* (New York: Charles Scribner's Sons, 1932). 大木英夫訳『道徳的人間と非道徳的社会』イデー選書（白水社、一九九八年）。以下、大木訳を使用。
- (35) 以上、同上、二六六―二六七頁。
- (36) 同上、二八九―二九〇頁。
- (37) Reinhold Niebuhr, *Reflections on the End of an Era* (New York: Charles Scribner's Sons, 1934), 285-286. Cf. Sabella, *An American Conscience*, 128.
- (38) ホワイトは「ニーバーが創立者の一人となつた「民主的行動を目指すアメリカ人」(ADA)のチャーターメンバーであつた。高橋義文『ニーバーとリベラリズム』、一四九頁参照。
- (39) Richard W. Fox, *Reinhold Niebuhr: A Biography, With a New Introduction and Afterword* (Ithaca NY and London: Cornell

- University Press, 1996 [1985]), 282. ニーバーは、一九四二年から晩年の一九六九年まで、何度かにわたってFBIによる捜査を受けている。一つは、ニーバーが、いくつかの政府とりわけ国務省関連の公的職務に携わったこと（一九四二年国務省戦争情報局顧問、その立場での英国での講演、一九四九年ユネスコ総会へのアメリカ代表団員、国務省政策立案顧問等）によるものであり、二つは、共産主義への同調が疑われたこと（一九五〇―五二年反ジョセフ・マッカーシー運動支持等のいわゆる赤狩りに反対したこと）によるものなどである。NAACPにおける立場の捜査は後者に関連する。ニーバーに対するFBI捜査については以下に詳しう。 Ronald H. Stone, *Professor Reinhold Niebuhr: A Mentor to the Twentieth Century* (Louisville, KY: Westminster/John Knox Press, 1992), 181―185.
- (40) Cf. Joel H. Rosenthal, *Righteous Realists: Political Realism, Responsible Power, and American Culture in the Nuclear Age* (Baton Rouge and London: Louisiana State University Press, 1991).
- (41) Reinhold Niebuhr, "The Supreme Court and Jim Crowism," *Christianity and Society*, Vol. 6, no. 3 (Summer, 1941): 9.
- (42) Reinhold Niebuhr, "The Race Problem," *Christianity and Society*, Vol. 7, no. 1 (Winter, 1942), *Love and Justice*, 129―130.
- (43) ラインホルド・ニーバー『人間の本性——キリスト教的人間解釈』高橋義文・柳田洋夫訳（聖学院大学出版会、二〇一九年）二五九頁 [Reinhold Niebuhr, *The Nature and Destiny of Man*, Vol. I: *Human Nature* (New York: Charles Scribner's Sons, 1941), 226]°
- (44) 同上、二二三頁 [ibid., 198]°
- (45) Reinhold Niebuhr, *The Children of Light and the Children of Darkness* (New York: Charles Scribner's Sons, 1944).
- (46) Sabella, *An American Consciousness*, 128.
- (47) Reinhold Niebuhr, "The Negro Issue in America," *Christianity and Society*, Vol. 9, no. 3 (Summer, 1944), *Love and Justice*, 143, 145.
- (48) Reinhold Niebuhr, "Christian Faith and the Race Problem," *Christianity and Society*, Vol. 10, no. 2 (Spring, 1945), *Love and Justice*, 129.
- (49) Gunnar Myrdal, *An American Dilemma: The Negro Problem and Modern Democracy* (New York: Harper & Row, 1944). マイトンダールは、一九七四年、F・ハイエクとともにノーブル経済学賞を受賞している°

- (5) Reinhold Niebuhr, "American Dilemma," *Christianity and Society*, Vol. 9, no. 3 (Summer, 1944): 42; *Christianity and Crisis*, Vol. 4, no. 15 (September 18, 1944): 2.
- (15) Reinhold Niebuhr, "Fair Employment Practices Act," *Christianity and Society*, Vol. 15, no. 3 (Summer, 1950), *Love and Justice*, 145–148.
- (25) *Ibid.*, 148.
- (33) そのすぢまじい仕事量と突然病に見舞われた状況とその後については、それを回顧した以下のニーバー自身の文章に詳しく。
 5° Reinhold Niebuhr, "A View of Life from the Sideline," *The Christian Century*, Vol. 101, no. 40 (December 19–26, 1984): 1195–1198. [written in 1967.] トラウン 『トラウン』『ニーバーと彼の時代』二二六―二二六三頁参照
- (54) コーン 『十字架とリンチの木』一―八頁。
- (55) 通常、いわゆる公民権運動は、ブラウン判決が出た年一九五四年から投票権法が成立した一九六五年までとされる。
- (95) Reinhold Niebuhr, "The Supreme Court on Segregation in the Schools," *Christianity and Crisis*, Vol. 14, no. 10 (June 14, 1954): 75–77, *Love and Justice*, 148–152.
- (25) *Love and Justice*, 149.
- (38) *Ibid.*, 149–150.
- (95) *Ibid.*, 151.
- (38) Reinhold Niebuhr, "The Desegregation Issue," *Christianity and Society*, Vol. 21, no. 2 (Spring, 1956): 3, 4.
- (15) Reinhold Niebuhr, "Race and Christian Conscience," *Christianity and Crisis*, Vol. 16, no. 13 (July 23, 1956): 99.
- (32) Reinhold Niebuhr, "Ku Klux Klan in Refined Version Again, Few Christians Have Courage to Resist," *The Lutheran*, Vol. 38, no. 15 (January 11, 1956): 28. Cf. Reinhold Niebuhr, "Complexity of Race Issue," *The Messenger*, Vol. 21, no. 15 (August 7, 1956): 5.
- (33) Reinhold Niebuhr, "The Way of Non-violent Resistance," *Christianity and Society*, Vol. 21, no. 2 (Spring 1956): 3.
- (35) R. Niebuhr to F. Frankfurter (February 8, 1957) in *Remembering Reinhold Niebuhr: Letters of Reinhold and Ursula M. Niebuhr*, Ursula M. Niebuhr, ed. (New York: HarperSanFrancisco, 1991): 311. Cf. Daniel F. Rice, *Reinhold Niebuhr and His Circle of Influence* (Cambridge: Cambridge University Press, 2013): 228; Fox, *Reinhold Niebuhr*, 282; Sabella, *An American*

Consciousness, 129.

- (59) Rice, *Reinhold Niebuhr and His Circle of Influence*, 228. Cf. Reinhold Niebuhr, "The Eisenhower Doctrine," *The New Leader*, Vol. 40, no. 5 (February 4, 1957): 3-5.
- (66) ブラウン『ニーバーとその時代』、三四九頁。「訳文一部修正」
- (67) この対談は、現在「YouTube」で視聴可能である。この対談の内容については以下に詳しく。Martin Halliwell, *The Constant Dialogue: Reinhold Niebuhr and American Intellectual Culture* (Lanham, MD and Oxford: Rowan & Littlefield Publishers, 2005), 238-245.
- (68) コーン『十字架とリンチの木』、九八頁。
- (69) ブラウン『ニーバーとその時代』、三四九頁。
- (70) Reinhold Niebuhr, "John Fitzgerald Kennedy," *Christianity and Crisis*, Vol. 23, no. 21 (December 9, 1963): 221.
- (71) Reinhold Niebuhr, "The Struggle for Justice," *The New Leader*, Vol. 47, no. 14 (July 6, 1964): 10-11.
- (72) *Ibid.*, 10.
- (73) Fox, *Reinhold Niebuhr*, 282. Cf. Sabella, *An American Consciousness*, 130.
- (74) Reinhold Niebuhr, "Telegram to Martin Luther King, March 19, 1965," in Elizabeth Sifton, ed., *Reinhold Niebuhr: Major Works on Religion and Politics* (New York: The Library of America, 2015), 688.
- (75) Sabella, *An American Consciousness*, 131.
- (76) *Ibid.* ニーバーは、クッシュネルと家族ぐるみの親しい関係が続けたが、その交わりでは、人種問題とりわけキングがしばしば話題の中心を占めていたという。Sifton, *The Serenity Prayer*, 333.
- (77) Reinhold Niebuhr, "Civil Right Climax in Alabama," *Christianity and Crisis*, Vol. 25, no. 5 (April 5, 1965): 61.
- (78) Niebuhr, "Foreword," *Mississippi Black Paper* (Miseduc Foundation, 1965; New Edition: University Press of Mississippi, 2017), xxxi-xxxii. ミシシッピ州はリンチが最も多かった州である。バーダマン『黒人差別とアメリカ公民権運動』、三九頁参照。
- (79) Reinhold Niebuhr, *Man's Nature and His Communities* (New York: Charles Scribner's Sons, 1965).

(80) この書で人種問題を取り上げたのは、ニーバーが、『道徳的人間と非道徳的社会』以後、著書で本格的に扱ってこなかったこと、とりわけ『アメリカ史のアイロニー』で、それこそアメリカ史のアイロニーの際たるものであるはずの人種問題に一切触れていないことに対する各方面からの批判に応える意図があったとも言いえよう。

(81) Niebuhr, *Man's Nature and His Communities*, 100f.

(82) *Ibid.*, 102.

(83) *Ibid.*, 123.

(84) *Ibid.*, 125.

(85) Reinhold Niebuhr, "The Negro Minority and Its Fate in a Self-righteous Nation," *Social Action*, Vol. 35, no. 2 (October, 1986): 16-17.

(86) キングが暗殺され、ニーバーがこの論文を記した一九六八年には、全米一二五都市で人種暴動が起こっている。

(87) Niebuhr, "The Negro Minority and Its Fate in a Self-righteous Nation," 64.

(88) その講演内容は以下に収録されている。クレイボーン・カーソン編『マーティン・ルーサー・キング自伝』梶原寿訳(日本基督教団出版局、二〇〇一年)「三九〇—四〇一頁」[Clayborne Carson, ed., *The autobiography of Martin Luther King, Jr.* (New York: Warner Books and Time Warner AudioBooks, 1998)] なおこの講演会では「J・C・シネット」「H・S・ロマガー」「A・ハッシュェルもキングとともに講演している」。Cf. *Dr. Martin Luther King, Jr.; Dr. John C. Bennett, Dr. Henry Steele Commager, Rabbi Abraham Heschel Speak on the War in Vietnam* (New York: Clergy and Laymen Concerned About Vietnam, 1967).

(89) *Ibid.*, 3, "A Foreword by Dr. Reinhold Niebuhr." Ronald H. Stone, *Professor Reinhold Niebuhr: A Mentor to the Twentieth Century* (Louisville, KY: Westminster/John Knox Press, 1992), 234.

(90) *Ibid.*, 234.

(91) キング自身が述べたニーバー評価については、比較的よく知られている。その基本は学生時代からほぼ変わっていないであろう(以下を参照。カーソン編『マーティン・ルーサー・キング自伝』、四二—四四、四八頁)。しかしニーバーのキングへの影響については解釈が分かれている。

- (62) Sabella, *An American Conscience*, 129.
- (63) Stone, *Professor Reinhold Niebuhr*, 234.
- (64) Benjamin Taylor, "Review of James H. Cone's *The Cross and the Lynching Tree*," *Journal of Lutheran Ethics*, Vol. 12, no. 5 (September, 2012): par. 5. <https://www.elca.org/LE/Articles/137> [accessed 2019/11/19].
- (95) コーン『十字架とリンチの木』、二三一頁。
- (96) このコーンとニーバーの十字架理解の違いは、J・モルトマンとニーバーの十字架理解の違いと重なる。この点については、高橋義文『ニーバーとリンチリズム』第七章、とりわけ三二七―三二八頁を参照。
- (97) Sabella, *An American Conscience*, 132.
- (98) Henry B. Clark, *Serenity, Courage, and Wisdom: The Enduring Legacy of Reinhold Niebuhr* (Cleveland, OH: The Pilgrim Press, 1994), 177.
- (99) *Ibid.*
- (100) R・W・ラヴェイン「審判、自由、責任——二一世紀のためのキリスト教現実主義」高橋義文訳、『聖学院大学総合研究所紀要』五七号別冊、国際シンポジウム「ラインホルド・ニーバーの宗教・社会・政治思想の研究」特集号（聖学院大学総合研究所、二〇一四年）、二三―二四頁参照。
- (101) Cf. Reinhold Niebuhr, *Justice and Mercy*, Ursula M. Niebuhr, ed. (New York: Harper & Row, Publishers, 1974), 108. 「われわれは人々を、互いに愛し合わなければならぬと説得することはしない。むしろわれわれは、法によつて、白人の子どもと黒人の子どもは一緒に学ばなければならないと命じる。そうすればおそらく、かれらは互いに理解し合うことを学び取っていくであろう。法は、われわれ自身の心の中にある悪と対照的に、集団的に具現した悪を克服しようとするのである。」
 「梶原寿訳『義と憐れみ——祈りと説教』（新教出版社、一九七五年）、一八九頁。訳文は邦訳に拠っていない。」